

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準

第1 趣 旨

この基準は、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第32条の規定により廃棄物処理の適正な維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

事業者、再生利用業者及び処理業者は、廃棄物の処理を行う施設の維持管理に当たっては、法及び共同命令に規定する維持管理基準に従う（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に限る。）ほか、本基準を遵守するものとする。

なお、本基準は産業廃棄物処理の用に供する施設に合わせて定めたものであるが、一般廃棄物の用に供する施設についての維持管理の基準については、本基準に準拠するものとする。

また、施設内容や、施設が立地される地域の周辺状況などにより、知事が必要と認めた場合には、本基準に定めていない事項についても維持管理上の措置を求める場合がある。

第2 定 義

この基準における用語の定義は、要綱第2条に定める他、次の各号によるものとする。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。）をいう。
- (4) 共同命令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。）をいう。

第3 積替保管施設の維持管理基準

1 囲い等

- (1) 積替保管施設に係る土地（以下「積替保管場」という。）の周囲の囲いは、みだりに人が、積替保管場内に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
- (2) 囲い及び門扉は、定期的に点検し、破損した場合は直ちに補修すること。
- (3) 作業終了後は、門扉を閉鎖し施錠すること。

2 表示

- (1) 掲示板及び表示板は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換え、その他必要な措置を講ずること。
- (2) 掲示板及び表示板が破損した場合は、直ちに補修すること。

3 搬入時間

搬入時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。ただし、運搬車両の運行については、周辺の通学時間帯等を十分考慮すること。

4 適正な廃棄物の搬入

- (1) 廃棄物の搬入にあたっては、必ず書面による委託契約を行うこと。
- (2) 許可品目以外の産業廃棄物が搬入されないよう、事業者等との連絡体制を確立すること。
- (3) 廃棄物を積み込む前及び荷下ろしする前に、マニフェスト等によりその種類及び性状が許可内容に適合するかどうかを確認すること。
- (4) 廃棄物の中に許可の種類以外の物が認められた場合は、事業者に戻還すること。

5 積替保管施設等の管理

- (1) 施設を定期的に点検し、保管する廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないよう必要な措置を講じること。
- (2) 床及び仕切り壁を点検し、破損などの補修を行うこと。
- (3) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう、薬剤の散布その他必要な措置を講じること。
- (4) 廃棄物の保管は、仕切り壁の高さ以上に保管しないこと。
- (5) 保管する廃棄物からの浸出液がある場合は、適正に処理すること。
- (6) 積替・保管の基準
 - ア あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - イ 搬入された廃棄物の量が、適切に保管出来る量を超えないこと。
 - ウ 搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
 - エ 積替保管された廃棄物の搬入・搬出が判るように管理すること。
 - オ 保管する廃棄物の高さは、構造基準の規定による上限を超えないようにすること。

(7) 選別場所の管理

選別場所には、当該作業日に選別可能な物以外の搬入を行わないこととし、1日の作業終了後には、保管施設に廃棄物を保管すること。

6 雨水等の流入防止

施設内に外部から雨水等が流入しないよう排水溝を定期的に点検し、土砂などが堆積した場合は、すみやかに除去すること。

7 騒音、振動及び粉じん防止

- (1) 車両、重機等の運行に伴う騒音、振動及び粉じんの発生により周辺的生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- (2) 防音・防振設備、粉じん防止設備等の機能点検を定期的に行うこと。

8 管理施設

(1) 洗車設備

定期的に点検し、土砂等が堆積した場合には、すみやかに除去し良好な状況に保つこと。

(2) 防火対策

ア 火災、爆発等のおそれのある場所では火気を使用しないこと。

イ 消防設備は、所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。

9 個別基準

(1) 液状の廃棄物

- ア 搬入された容器のまま保管すること。
- イ 床面、防液堤の点検を行い、液漏れ等が無いようにすること。
- ウ 油水分離装置等の流出防止設備が正常に作動するよう定期的に保守点検を行うこと。

(2) 特別管理廃棄物

- ア 他の廃棄物と混合しないように仕切りなどの点検を行うこと。
- イ 腐食、もれ、飛散等のないよう保管容器などの点検を行うこと。
- ウ 廃棄物の腐敗、腐食防止のため、必要な措置を講じること。
- エ 廃油等については、高温にさらされないよう必要な措置を講じること。
- オ 感染性廃棄物については、平成16年3月16日付け環廃産発第040316001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長名通知「感染性廃棄物の適正処理について」及び当該通知に添付された感染性廃棄物処理対策検討会作成の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（以下「感染性廃棄物処理マニュアル等」という。）に従うほか、次によること。
 - (ア) 保管に適した温度管理を行うこと。
 - (イ) 保管期間は当該廃棄物の性状が変化し、腐敗しない期間とすること。
 - (ウ) 消毒設備は定期的に点検を行い、常に使用できる状態にしておくこと。
 - (エ) 容器に入った廃棄物を他の容器に移し替えないこと。

10 管理体制

- (1) 積替保管場の適正な維持管理及び安全管理を行うために、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し作業従事者に周知徹底すること。
- (2) 管理事務所には、帳簿、書類、図面等を備えること。

11 帳簿の備付け

(1) 帳簿

- ア 省令第10条の8による帳簿のほか、産業廃棄物の種類ごとに、別記様式第1により帳簿を作成すること。
- イ 帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について記載を終了していること。
- ウ 帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間事業場ごとに保存すること。

(2) 維持管理記録簿

- ア 排出事業所ごとに別記様式第2により記録簿を作成した上で、別記様式第3により産業廃棄物の種類ごとに集計した記録簿を作成すること。
- イ 維持管理記録簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について記載を終了していること。
- ウ 維持管理記録簿は、1ヶ月ごとに閉鎖し、3年間事業場ごとに保存すること。

(3) 利害関係人の閲覧

処理業者は、当該施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者から求めがあったときは、(1)に定める帳簿及び(2)に定める維持管理記録簿の閲覧に応じるものとする。

12 事故時の対応

事故等が発生した場合は、すみやかに生活環境保全上必要な措置を講じるとともに、施設を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所（以下「事務所」という。）等関係機関に連絡すること。

13 定期報告

- (1) 処理業者は、施設の維持管理状況を確認できる写真を添付し、四半期ごとに別記様式第4により当該施設を管轄する環境森林事務所長又は環境管理事務所長（以下「所長」という。）に報告すること。
- (2) 報告書の写しは3年間保存すること。

第4 中間処理施設及び再生利用施設の維持管理基準

1 囲い等

- (1) 中間処理施設及び再生利用施設に係る土地（以下「中間処理場」という。）の周囲の囲いは、みだりに人が中間処理場内に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。
- (2) 囲い及び門扉は、定期的に点検し、破損した場合は直ちに補修すること。
- (3) 作業終了後は、門扉を閉鎖し施錠すること。

2 表示

- (1) 掲示板及び表示板は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。
- (2) 掲示板及び表示板が破損した場合は直ちに補修すること。

3 搬入時間

搬入時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。ただし、運搬車両の運行については、周辺の通学時間帯等を十分考慮すること。

4 適正な廃棄物の搬入

- (1) 廃棄物の処理にあたっては、必ず書面による委託契約を行うこと。
- (2) 許可品目以外の廃棄物が搬入されないよう、事業者及び収集運搬業者との連絡体制を確立すること。
- (3) 廃棄物を荷降ろしする前に、マニフェスト等によりその種類及び性状が許可内容に適合するかどうかを確認すること。
- (4) 廃棄物の中に許可の種類以外の物が認められた場合は、事業者に戻還すること。

5 適正な運転管理

廃棄物等の搬入搬出、保管、処理等に伴い、廃棄物等の飛散流出、悪臭の発生、騒音振動及び粉じんの発生などにより周囲の生活環境を損なわないよう、要綱に基づく事前協議書及び設置許可申請書に記載された公害防止措置を十分機能させること。

6 保管施設の管理

- (1) 施設を定期的に点検し、保管する廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発生しないよう必要な措置を講じること。
- (2) 建屋及び仕切り壁を点検し、破損があれば補修を行うこと。
- (3) ねずみが生息し、及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう、薬剤の散布その他必要な措置を講じること。
- (4) 廃棄物の保管は、仕切り壁等の高さ以上に保管しないこと。
- (5) 保管施設の個別基準

ア 液状の廃棄物

- a 床、防液堤の点検を行い、液漏れ等が無いようにすること。
- b 油水分離装置等の流出防止設備が正常に作動するよう定期的に保守点検を行うこと。

イ 特別管理廃棄物

- a 他の廃棄物と混合しないように仕切りなどの点検を行うこと。
- b 腐食、漏れ、飛散等のないよう保管容器などの点検を行うこと。
- c 廃棄物の腐敗、腐食防止のため、必要な措置を講じること。
- d 廃油等については、高温にさらされないよう必要な措置を講じること。
- e 感染性廃棄物については、「感染性廃棄物処理マニュアル等」に従うほか、次によること。

- ・搬入された容器のまま保管すること。
- ・保管に適した温度管理を行うこと。
- ・保管期間は、廃棄物の性状が変化し、腐敗しない期間とすること。
- ・消毒設備は定期的に点検を行い、常に使用できる状態にしておくこと。

7 雨水等の流入防止

中間処理場内へ外部から雨水が流入しないよう排水溝等を定期的に点検し、土砂等が堆積した場合はすみやかに除去すること。

8 洗車設備

定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は、すみやかに除去すること。

9 防火対策

- (1) 火災のおそれがある場所では火気を使用しないこと。
- (2) 消防設備は、所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。

10 搬入道路

- (1) 搬入道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- (2) 搬入道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。

11 定期的点検

中間処理施設等の正常な機能を維持するため、定期的に点検及び機能検査を行うこと。

特に、処理施設等が設置されている床又は地盤面は、重点的に点検し、破損等が確認された場合

は直ちに補修すること。

12 個別基準

4 から 1 4 に定めるほか中間処理施設等の維持管理に係る個別基準は次のとおりとする。

(1) 焼却施設のうち政令第 7 条に該当する施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）

ア 燃焼ガス中の燃焼ガスの温度、集じん器に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度については、運転を開始した時から、運転停止後十分に炉温が低下するまでの間、連続して測定すること。

イ 一括投入式焼却施設にあつては、廃棄物が燃焼し尽くすまでは新たな廃棄物の投入は行わないこと。

(2) 焼却施設のうち政令第 7 条に該当しない施設

ア 十分な量の空気量を通風させること。

イ 廃油の焼却施設にあつては、廃油が地下に浸透しないよう、床又は地盤面の亀裂について常に点検し、必要な措置を講じること。

ウ 廃油の焼却施設にあつては、廃油の流出を防止する防油堤を常に点検し、異常を認めた場合はすみやかに適切な措置を講じること。

エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保つこと。

オ 焼却灰の熱しゃく減量が 10% 以下になるように焼却すること。

カ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

キ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼しつくすこと。

ク 燃焼室中の燃焼ガスの温度を、連続的に測定し記録するか、1 時間ごとに測定し記録すること。

ケ 排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。

コ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設については、排ガス中のダイオキシン類濃度を同法に基づく排出基準（本基準別表 2 参照）以下となるように廃棄物を焼却すること。

サ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

シ 一括投入式焼却施設にあつては、廃棄物が燃焼しつくすまでは新たな廃棄物の投入は行わないこと。

(3) 汚泥の脱水施設

省令第 12 条の 7 第 2 項に定めるもののほか、脱臭設備については、十分な効果が得られるよう適正に管理すること。

(4) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

省令第 12 条の 7 第 3 項に定めるもののほか、次の対策を講じること。

ア 脱臭設備については、十分な効果が得られるよう適正に管理すること。

- イ 床又は地盤面について定期的に点検し、破損等が確認された場合は直ちに補修すること。
- (5) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設に限る。）
- 省令第12条の7第4項に定めるもののほか、施設から発生する悪臭により周囲への影響を及ぼさないよう十分な対策を講じること。
- (6) 廃油の油水分離施設
- 省令第12条の7第7項に定めるもののほか、周辺の生活環境に支障が生じるおそれがある場合は、必要な対策を講じること。
- (7) 廃酸又は廃アルカリの中和施設
- 省令第12条の7第8項に定めるもののほか、次の対策を講じること。
- ア 中和の終了を計器により確認すること。
- イ 水素イオン濃度の計器及び記録計の校正を定期的に行い、適正に表示するよう定期的に保守点検を行うこと。
- (8) 破碎及び切断施設
- 省令第12条の7第9項に定めるもののほか、次の対策を講じること。
- ア 前処理の小割り作業を行う場合には、敷地境界付近を避けて作業すること。
- イ 散水装置を設置した場合には、冬季の凍結防止対策を講じること。
- ウ 集じん機を設置した場合には、集じん機にたい積した粉じんの除去を適切な頻度で行うこと。
- (9) 汚泥のコンクリート固形化施設、汚泥のばい焼施設、シアン化合物の分解施設、廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、廃PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設
- 省令第12条の7第10項から第15項までに定めるもののほか、周辺の生活環境に支障が生じるおそれがある場合は、必要な対策を講じること。
- (10) 熔融施設
- ア 廃棄物の種類及び性状に応じ、熔融が十分にされるよう適正な温度管理をすること。
- イ 炉内温度計及び記録計の校正を定期的に行い、適正に表示するよう定期的に保守点検を行うこと。
- (11) 発酵施設
- ア 床の亀裂について常に点検し、必要な措置を講じること。
- イ 発酵を均一に行うため、必要な措置を講じること。
- ウ 脱臭設備に入る前の臭気の濃度と、脱臭設備から排出される臭気の濃度を定期的に測定し、脱臭設備が正常に稼働していることを確認すること。
- エ 処理対象物の性状に見合った必要かつ十分に適正な発酵期間を確保すること。
- オ 長期間の保管又は発酵に伴い性状が変化して腐敗等の性状の変化が生じないうちに適正に処理を行うこと。
- カ 周辺の生活環境に支障が生じるおそれがある場合は、必要な措置を講じること。
- (12) 感染性廃棄物の処理については、「感染性廃棄物処理マニュアル等」に従うこと。

13 管理体制

- (1) 施設の適正な維持管理及び安全管理を行うために、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底すること。
- (2) 管理事務所には帳簿、書類、図面等を備えること。
- (3) 処理業者は、当該施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者から求めがあったときは、省令第10条の8に定める帳簿の閲覧に応じるものとする。

14 放流水の検査

中間処理施設及び再生利用施設（以下「中間処理施設等」という。）からの排水の水質検査については、次によること。

- (1) 別に定める廃棄物の処理施設の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）の別表1に掲げる項目について、月1回以上水質検査を行うこと。ただし、当該排出量が30m³/日未満の場合は、構造基準別表1のうち有害物質関係項目及び生活環境項目（水質イオン濃度指数に限る。）について、月1回以上測定し、記録すること。
- (2) (1)による測定の結果、排水が構造基準別表1に掲げる許容限度を超えた場合には、すみやかに所長及び関係機関に連絡するとともに、改善措置をとること。
- (3) 知事が必要と認めた場合には、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準適用施設以外の処理施設であっても、ダイオキシン類についての測定及び記録を行うこと。
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法及び(3)による測定の結果、排水が本基準の別表1に掲げる値を超えた場合には、すみやかに所長及び関係機関に連絡するとともに、改善措置をとること。
- (5) 知事は、処理する廃棄物の性状等を勘案し必要ないと認めた場合は、水質検査項目の一部を省略し又は実施頻度を減らすことができる。
- (6) 検査結果の記録を3年間保存すること。

15 排出ガス等の検査

- (1) 「工場・事業場ばい煙・指定物質等自主管理要領」等に基づき、ばい煙量等の測定を行った結果、ばい煙量等が大気汚染防止法又は栃木県生活環境の保全等に関する条例に定める規制値を超えた場合には、すみやかに所長及び関係機関に連絡するとともに、改善措置をとること。
- (2) 知事が必要と認めた場合には、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気基準適用施設以外の処理施設であっても、ダイオキシン類についての測定及び記録を行うこと。
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法及び(2)による測定の結果、排出ガスが本基準の別表2に掲げる値を超えた場合には、すみやかに所長及び関係機関に連絡するとともに、改善措置をとること。
- (4) 検査結果の記録を3年間保存すること。

16 焼却灰の検査

次の焼却施設については、焼却灰の熱しゃく減量を年1回以上測定し、記録すること。

- ア 処理業者が設置する焼却施設
- イ 事業者が設置する政令第7条の施設
- ウ その他知事が必要と認める焼却施設

17 定期報告

(1) 放流水、排出ガス等、熟しやく減量の検査結果は、次により、所長に報告すること。

ア ダイオキシン類に係るもの

処理業者及び事業者は、測定結果が出た日から10日以内に報告すること。

イ ア以外のもの

処理業者は、測定結果が出た日から10日以内に報告すること。

(2) 所長は、(1)に定めるもののほか、必要により中間処理施設の維持管理状況について報告を求めることができる。

(3) 報告書の写しは、3年間保存すること。

18 再生利用

廃棄物を処理したものを再生利用する場合には、必要な分析を行い、性状を把握するとともに、安全性を確認すること。

19 事故時の対応

事故等が発生した場合は、速やかに生活環境保全上必要な措置を講じるとともに、施設を管轄する事務所等関係機関に連絡すること。

第5 最終処分場の維持管理基準

1 囲い等

(1) 囲い及び門扉は、定期的に点検し、破損した場合は直ちに補修すること。

(2) 作業終了後は、門扉を閉鎖し施錠すること。

2 表示

(1) 表示板が破損した場合は直ちに補修すること。

3 搬入時間等

搬入時間及び作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。ただし、運搬車両の運行については、周辺の通学時間帯等を十分考慮すること。なお、搬入後の覆土作業等を考慮し作業を行うこと。

4 適正な廃棄物の搬入

(1) 廃棄物の処理にあたっては必ず書面による委託契約を行うこと。

(2) 埋立処分できる種類又は性状のもの以外の廃棄物が搬入されないよう事業者及び収集運搬業者との連絡体制を確立すること。

(3) 場外に搬入車両が待機することのないようにすること。

(4) マニフェストにより種類及び数量等を確認すること。

(5) 廃棄物の中に許可の種類以外の物が認められた場合は、事業者に戻すこと。

5 飛散流出、悪臭、害虫等の発生の防止

(1) 搬入した廃棄物の飛散流出、悪臭、害虫等の発生の防止を図ること。

(2) 搬入した廃棄物の飛散流出の防止を図るため、転圧締固め又は飛散防止用ネットの使用その他必要な措置を講ずること。

(3) 悪臭が発散しないように、薬剤の散布等必要な措置を講ずること。

6 雨水等の流入防止

(1) 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(2) 埋立地内に水が流入しないようにすること。

7 騒音、振動及び粉じん防止

騒音、振動及び粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないよう、必要な措置を講ずること。

8 洗車設備等

洗車設備及び油水分離槽は定期的に点検し、土砂、油等が堆積した場合は、速やかに清掃を行うこと。

9 防火対策

(1) 消防設備は、所定の能力が発揮できるよう定期的に点検整備を行うこと。

(2) 埋立地内では火気を使用しないこと。

(3) 最終処分場内で火災等が発生した場合には、速やかに消火活動を実施するとともに消防署、および処分場を管轄する事務所等関係機関に連絡すること。

10 覆土用土砂

覆土用土砂については、採取元を明らかにしておくこと。

11 搬入道路

(1) 必要に応じ誘導員又は交通整理員を配置し安全の確保を図ること。

(2) 常に清掃し必要に応じて補修すること。

12 安定型最終処分場の個別基準

政令第6条第1項第3号の最終処分場の埋立処分基準、共同命令第2条第2項及び平成10年7月16日付け衛環第63号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」の規定に従うほか、次によるものとする。

(1) 埋立方法

ア 搬入した廃棄物は直ちに埋め立てること。

イ 搬入にあたっては投込み方式を行わず、埋立方法は、サンドイッチ方式又はセル方式とすること。

ウ 一度埋め立てた廃棄物は掘り返さないこと。また、急速な埋立ては避け、十分な圧密期間をかけるような埋立てとすること。

エ 水が溜まった状態で埋め立てを行わないこと。

(2) 展開検査等

ア 搬入時間及び作業時間については、展開検査に要する時間を考慮して設定すること。

イ 展開検査が終了するまで、当該廃棄物を搬入した運搬車両は場内に待機すること。

ウ 搬入車両ごとに、次の事項を記載した展開検査記録を作成し、保存すること。

- a 搬入日時
 - b 排出事業者名
 - c 収集運搬業者名
 - d 収集運搬車両番号・運転者名
 - e 搬入物の種類・数量
 - f 展開検査の結果（安定型産業廃棄物以外の付着混入等問題があった場合には、写真にて記録するとともに、執った措置の内容を記載する。）
 - g 展開検査記録等は、3年間保存する。
- エ 展開後の廃棄物は、埋立地に直接投入せず、運搬路、バケットあるいはベルトコンベアを用いて埋立地に投入すること。
- オ 廃棄物の展開作業、運搬車両への積み込み作業、埋立地への投入作業時等に、廃棄物を飛散流出させないこと。

(3) 定期的点検

処分場に設置した施設等を定期的に点検すること。特に台風及び集中豪雨後等には必ず巡回監視等を実施し、擁壁等の損壊、あるいは損壊のおそれを認めた場合には、すみやかに事務所等関係機関に連絡すること。

(4) 地下水及び浸透水の水質検査

ア 構造基準第6の12(4)により設置された地下水監視用井戸において採取された地下水の水質検査を次により行うこと。

- a 埋立処分開始前に、本基準の別表3に掲げる項目について測定し、かつ、記録すること。
- b 共同命令第2条第2項第2号ハ(2)の規定に係わらず、埋立処分の開始から廃止までの間、本基準の別表3に掲げる項目について3ヶ月に1回以上、水素イオン濃度について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。

イ 前号の規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、次の措置を講じること。

- a 検査結果をただちに所長に報告すること。
- b 原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講じるとともに、措置の内容を所長に報告すること。

ウ 構造基準第6の12(2)により設置された浸透水採取設備により採取された浸透水の水質検査の結果、共同命令第2条第2項第2号ヘ(1)又は(2)に該当した場合には、次の措置を講じること。

- a 検査結果をただちに所長に報告すること。
- b 速やかに最終処分場への廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境保全上必要な措置を講じるとともに、措置の内容を所長に報告すること。

13 管理型最終処分場の個別基準

政令第6条第1項第3号の最終処分場の埋立処分基準、共同命令第2条第2項及び平成10年7

月16日付け衛環第63号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」の規定に従うほか、次によるものとする。

(1) 地下水の水質検査等

ア 共同命令第2条第3項で準用する第1条第2項第10号ロの規定に係わらず、地下水等検査項目について、埋立処分開始後及び埋立終了から廃止までの間、3ヶ月に1回以上、水素イオン濃度については1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。

イ 共同命令第2条第3項で準用する第1条第2項第2号7号、第9号、第11号から第13号、第14号ロ、第15号及び第18号に規定する場合に該当したときは、速やかに所長に報告すること。

14 管理体制

(1) 処分場の適正な維持管理及び安全管理を行うために、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底すること。

(2) 管理事務所には帳簿、書類、図面等を備えること。

15 帳簿の備付け

処理業者は、当該施設の維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者から求めがあったときは、省令第10条の8に定める帳簿の閲覧に応じるものとする。

16 事故時の対応

(1) 廃棄物が埋立地から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収、施設の修繕その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。

(2) 上記及びその他の事故等が発生した場合は、すみやかに生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、施設を管轄する事務所等関係機関に連絡すること。

17 定期報告

(1) 毎年4月30日までに、その年の3月31日現在の埋立地の残余容量について、別記様式第5により、所長に報告すること。

(2) 安定型最終処分場の地下水及び浸透水の水質検査結果については、測定結果がでた日から10日以内（第5の12（4）のイa又はウaに定める場合を除く。）に所長に報告すること。

(3) 所長は、(1)及び(2)に定めるもののほか、必要により最終処分場の維持管理状況について報告を求めることができる。

(4) 報告書の写しは3年間保存すること。

18 廃止の基準

(1) 共通基準

共同命令第2条第3項及び平成10年7月16日付け衛環第63号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「一般廃棄物の最終処分及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について」の規定によるほか、次に従うものとする。

ア 埋め立てられた廃棄物の飛散及び流出がないこと。

- イ 厚さ 1.0m 以上の良質な土砂等で最終覆土されており、当該覆土の不同沈下、亀裂その他の変形等がなく、雨水による著しい浸食が認められないこと。
- ウ 不同沈下が認められないこと。
- エ 洗車設備、囲い（ネットフェンス等内部が外の全周囲から見える構造のものを除く）、消火設備、管理施設等の撤去が終了し、跡地が整備されていること。なお、囲いの撤去は、廃止確認を受けた時点で行うこと。
- オ 地下水監視用井戸及び埋立地を明示する杭は原則として廃止後も残すこと。
- カ 廃止後の跡地管理者を置き、所長に報告すること。

(2) 安定型最終処分場の基準

共同命令第 2 条第 3 項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- ア 廃止の確認申請の直前に行った地下水監視用井戸から採取された地下水についての水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当していると認められること。ただし、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りではない。
 - (イ) 地下水等検査項目に定める検査項目の基準に現に適合していること。
 - (ロ) 地下水の水質検査によって得られた数値の変動の状況に照らして、地下水の水質が基準に適合しなくなるおそれがないこと。
- イ 廃止の確認申請の直前に行った、浸透水採取設備により採取した浸透水の水質検査の結果、浸透水の水質が地下水等検査項目の基準に現に適合し、及び生物化学的酸素要求量が 20mg/L 以下であること。
- ウ 最終覆土は厚さが 1 m 以上とすること。
- エ 埋立終了後に生活環境保全上問題がない期間が 2 年以上あること。

(3) 管理型最終処分場の基準

共同命令第 2 条第 3 項第 3 号に定めるところによる。

附則（平成 17 年 3 月 30 日）

（施行期日）

- 1 この基準は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 3 月 31 日）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 10 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附則（平成25年3月29日）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成25年6月1日から施行する。

附則（平成28年3月25日）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成28年3月25日から施行する。

附則（平成28年8月23日）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成28年9月15日から施行する。ただし、別表3の25の項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。